

雇用調整助成金の担当者様

つばさ総研の雇用調整助成金活用から成長戦略のお手伝い

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金)は、休業状態の従業員を救済するために活用され、通常の操業に回復、あるいは新しい取り組みに向けての準備に活かされています。つばさ総研は、これらの目的に対し、生きた助成金として活用してもらうために、企業の事情に合わせた建設的な、発展的な取り組みのお手伝い、成長に向けたコンサルティングをいたします。

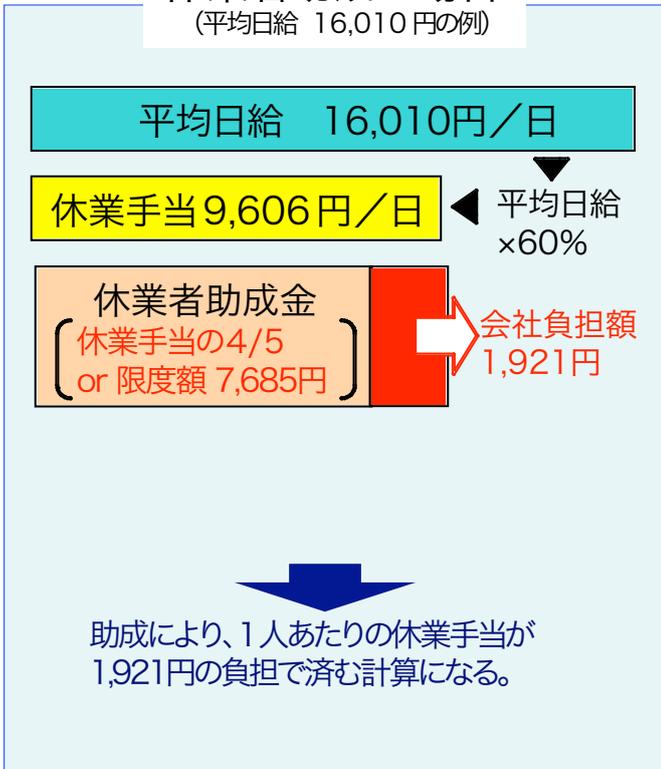
基本的な進め方

STEP1 現状把握		
・休業状態、労組等との協定内容、助成金対象要件(雇用保険加入、低下業況事由)等の確認		
STEP2 申請手続き		
①休業者助成金 ▼ 規定に則り申請手続き ▼ 届出～承認	②教育訓練セミナー実施 ▼ 教育訓練の基本計画 ▼ 研修講師斡旋 ▼ 届出、審査～承認	③新規取り組みを企画 ▼ つばさ総研のコンサルティング ▼ 教育訓練の基本計画 ▼ 休業者の人選、カリキュラム ▼ 届出、審査～承認
STEP3 教育訓練 実施		
・毎月事前実施事項の提出 ・教育訓練(講習会、セミナー研修等)の実施運営 ・実施内容の記録		
STEP4 実施報告・評価		
・毎月報告作業(実施報告書提出、 2ヶ月後の入金) ・実施内容の評価、修正		

◆この手続き一連の作業は、総務、人事担当者のご協力が不可欠です。ケースバイケースで社会保険労務士と連携して行うこともあります。

具体的な助成金給付の例(1人あたり)

休業者助成の場合 (平均日給 16,010円の例)



休業者に教育訓練(業務命令)を行った場合 (平均日給 16,010円の例)



◆助成金は必ずしも給与に充当する拘束性はなく、事業資金あるいは教育訓練の運営経費などに充てられています。

有意義な教育訓練（スキルアップ、新規取り組みの研修など）を行うことで、休業従業員に生きた助成を手当てすることができます。

つばさ総研のご提供するサービスの費用

項目	助成金額に対するフィーの目安
①休業助成金 ⇒休業者の助成金申請手続き 一式	支給助成金額の15~30%
②休業・教育訓練(セミナー) ⇒基本プラン、手続き、一括実施	支給助成金額の40%
③同②の新規事業立上げコンサルティング ⇒基本プラン、手続き、一括実施	支給助成金額の60%

※上記手続きで社労士と連携する場合、特別講師起用の場合等は、別途ご相談いたします。
月額平均支給額が100万円以上を基本ラインとしてご協力させていただきます。